

国際経済の変動に強い経済構造の構築に向けて (参考資料)

平成31年3月27日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

グローバル・インバランスの多国間協調による監視・協議

- 1 各国の経常収支について、経済構造に照らして異常性がないか経済分析に基づき監視し、協議する場をG20に設けるべき。
- 1 国際金融市場から資金調達する新興国が経済的打撃を緩和できるようIMFの資金供給基盤を強化するとともに、住宅等への過度な投資が金融危機の原因とならないよう、金融システムの安定性確保を強化すべき。

図1 経済状況等に照らした各国の経常収支（2017年）

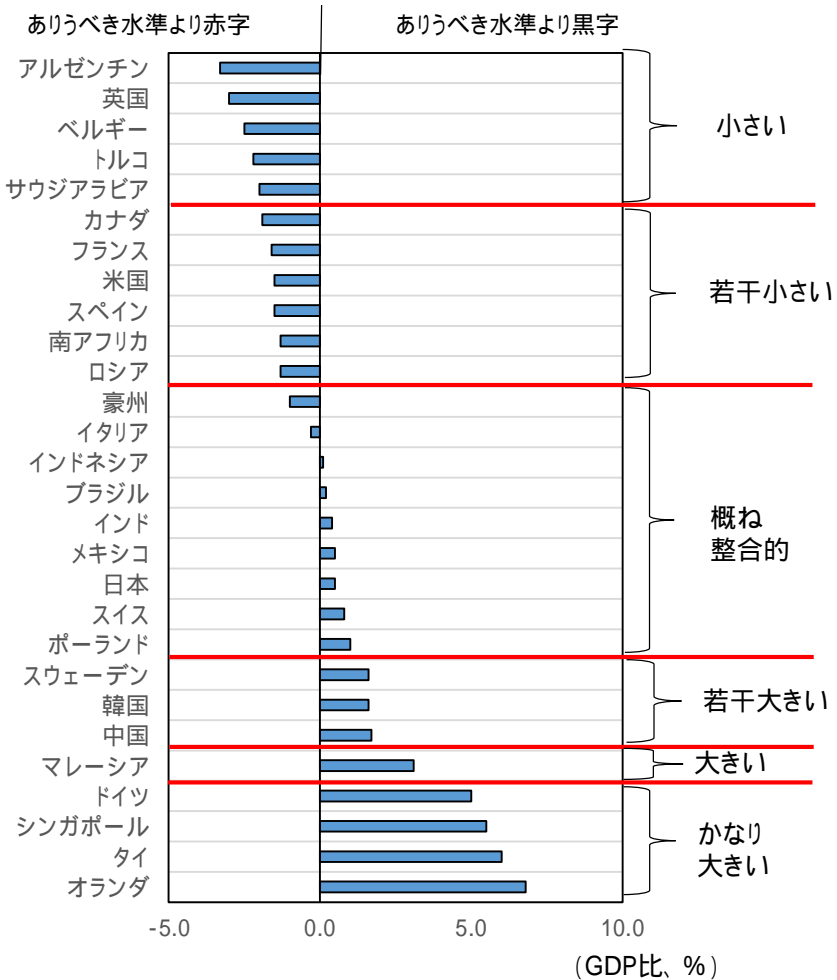


図2 経常収支黒字・赤字国と一人当たり所得の関係
 ~ アジア金融危機以降、低所得国から高所得国に資金の流れ
 世界金融危機以降は再び高所得国から低所得国に資金の流れ ~
 一人当たりGDP (PPP換算、最大国=1)

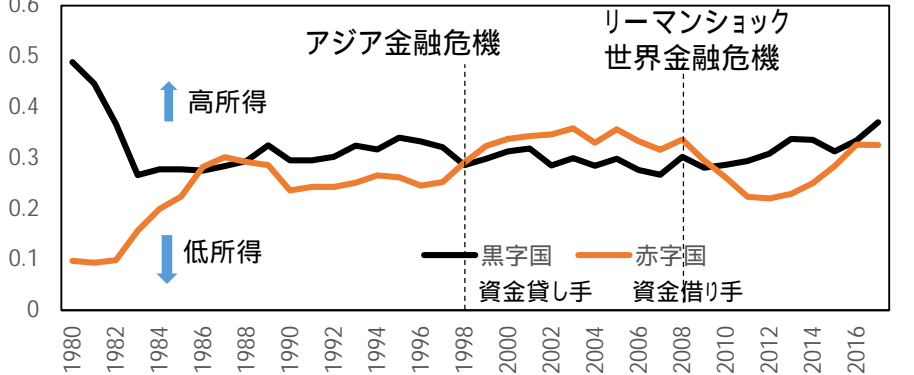
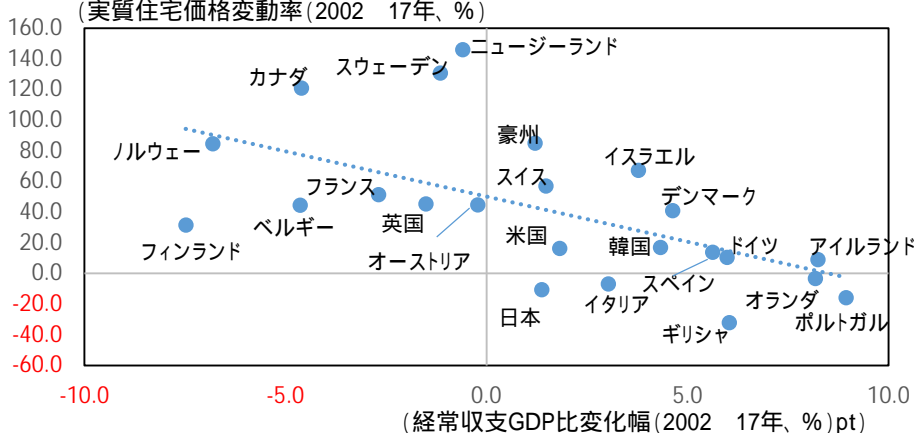


図3 経常収支と住宅価格の関係
 ~ 経常収支の赤字方向への変化と住宅価格上昇に相関 ~
 (実質住宅価格変動率(2002-17年, %))



(備考) 図1は、IMF「対外部門の安定性に関する報告書」2018年版より、経常収支について、経済成長率のトレンド、対外純資産、従属人口比率といった構造変数や、構造的財政収支GDP比等の政策変数で回帰し、政策変数を望ましい値とするなどした上で計算される経常収支GDP比のありべき水準と、実際の経常収支(景気循環調整後)の乖離をみたもの。
 図2は、Rajan(2007)“Global Imbalances or Why are the Poor Financing the Rich?”を参考に、2017年までデータを延伸して作成。各年について、経常収支黒字国と赤字国に分け、それぞれについて全体の黒字(赤字)額に対する各国の黒字(赤字)額をウェイトとし、その年の一人当たりGDP(購買力平価)が最も大きい国を1とした各国の相対所得を加重平均して作成。図3は、Bernanke(2010)“Monetary Policy and the Housing Bubble”を参考に、OECDデータベースより、経常収支GDP比と実質住宅価格の2002年から2017年にかけての変化幅、変動率をプロット。住宅価格は消費デフレーターで実質化されている。

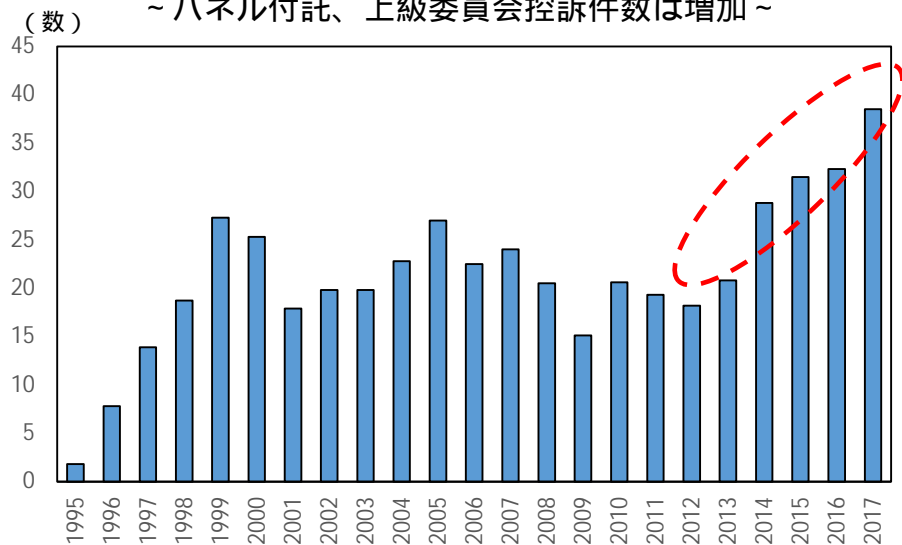
ショックが生まれにくい国際システム構築への貢献

1 TPP11や日EU・EPAで設けられた「21世紀型ルール」を国際標準としても推進し、同時に日米欧の三極が中心となった新たな国際的ルールの構築を模索していくべき。TPP11の拡大、RCEPの早期妥結に向けリーダーシップを発揮すべき。

図4 TPP11、日EU・EPAにおける21世紀型ルール等

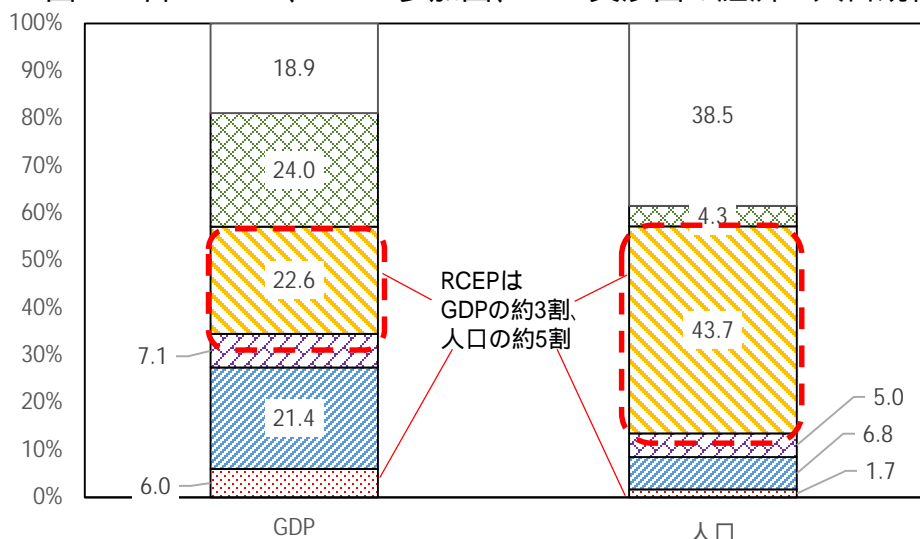
	TPP11	日EU・EPA
電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> デジタルコンテンツへの関税賦課禁止 ソースコード移転・アクセス要求の禁止 国境を超える情報の自由な流通の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルコンテンツへの関税賦課禁止 ソースコード移転・アクセス要求の禁止 (個人情報越境移転は別途、制度の十分性認定により可能に)
知的財産	<ul style="list-style-type: none"> 模倣・偽造品等に対する厳格規律 	<ul style="list-style-type: none"> WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護等) 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護
国有企業	<ul style="list-style-type: none"> 非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保
紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> 締約国間の紛争解決手続を規定(協議による解決が得られない場合、締約国の要請に基づき紛争ごとに設置されるパネルにより最終的解決を得る) 投資家と国の紛争解決手続(ISDS)を規定 	<ul style="list-style-type: none"> 日本とEU間の紛争解決手続を規定(協議による解決が得られない場合、締約国の要請に基づき紛争ごとに設置されるパネルにより最終的解決を得る) (投資家と国の紛争解決手続は規定なし)

図5 WTOにおける紛争件数(月平均)
～パネル付託、上級委員会控訴件数は増加～



(備考)WTO資料より作成。

図6 日EU・EPA、TPP11参加国、RCEP交渉国の経済・人口規模



(備考)世界銀行“World Development Indicators”作成。 3

ショックが生まれにくい国際システム構築への貢献

1 “Data free flow with trust”のコンセプトを実現するため、国際的なデータ駆動型経済拡大の時代に相応しい、安心と信頼性の高いルールづくりを、データの越境流通や国際課税等の分野でリードし、グローバルな経済活動を促進すべき。

図7 主要国・地域における個人データの越境移転の現状

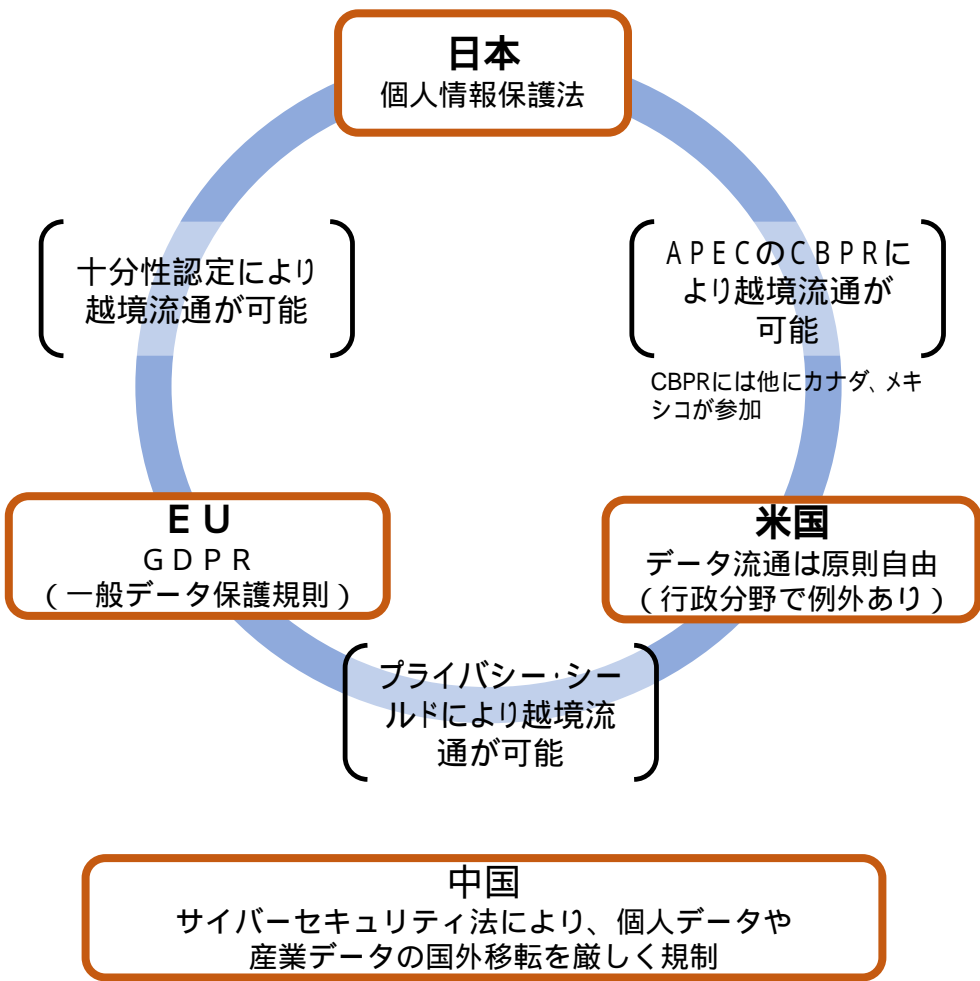


図8 越境データ流通に係る規制数（2017年時点、累積）

	規制数	シェア
欧州	37	42.5%
ドイツ	5	5.7%
ロシア	5	5.7%
アジア太平洋	33	37.9%
中国	9	10.3%
北米	6	6.9%
米国	1	1.1%
カナダ	5	5.7%
中南米	4	4.6%
中東・アフリカ	7	8.0%

(備考) 経済産業省「平成30年版通商白書」より作成。